枚方市長 伏 見 隆 様

(仮称) 枚方市手話言語条例策定審議会 会 長 小寺 鐵也

(仮称) 枚方市手話言語条例について(答申)≪案≫

(仮称) 枚方市手話言語条例(案)について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下 記のとおり意見を付して答申します。

記

- 1. 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例 別紙のとおり
- 2. 条例制定後に市が取り組むべきことに関する附帯意見
 - (1) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策の推進を図ること。
 - (2) 病気や災害時でもろう者が安心できるよう手話ができる職員等の配置や、ICT 機器等の整備など社会資源の充実を図ること。
 - (3) 手話通訳者の養成及び確保を図ること。
 - (4) 手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講ずること。
 - (5) この条例は、障害者計画の策定に合わせ施策の推進状況等により見直しを図ること。

以上